No. 531 2021年10・11月号

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411 TEL 045-321-0512 · FAX 045-313-0031 郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有) ワコー TEL 045-370-3394

> E-mail:union@yokokourou.jp http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

横浜市教委は教職員・児童生徒を守る具体策を示せ! ……平川 正浩 市教委交渉報告 さいたま訴訟レポート 弁護団よ、これを「不当判決」と呼ばないで何とする!

教科書「従軍慰安婦」「強制連行」の

「自主」的訂正は政治介入 ……… 朝倉 賢司 全学労組 文科省交渉報告 ………… 名児耶 理 あなたたちの答弁が現場の教員を追い込む元凶だ!

日録 ………… 菅間 清光 6

読者の声①

東電のあまりにも不合理な主張 …… 田中 敏治 読者の声②

3・11とアート 第16回「お腹に地球を持つひと」 ………… 山内 若菜

は

4

5

7

8

業を取った なかっ やり は部活で忙しく、 つも八時過ぎ。 取りだが、 いまー」 一人目の子供が生ま れ 「おかえりなさ 子供たちは、 までずっと担 今までこの 子供たちとゆ 当たり前 す 任を続け、 1) れ でに寝て くり 何気 初め が 当 な 1) H

いる。 帰るのは のて部分休 コたり前で かけるこ

がい

「大きな声で歌えた」

という娘

たちとの会話

いままで部

り

楽し

こういう話ができるの

、のは

五時過ぎ。

子供たちと

緒にお風呂に入り、

飯を食べる。

稚園

で

「友達と遊んだ」

「絵を描

これまでと違

六:○○に職

場を出る

る。

分休業を取ることにした。

の子供とかかわれな

いの

はも

と辛か

つ

と決心

生徒は大事にした

L

蕳

を大切

日 部分休業を取るにあたっ て かなり悩むこともあ り

部分休業を取得し 何を一番大切にし て思うこと

鬼ごっこをしたりとこれまで以上に子供たちとか 休業を取らなければわからなかっ 分、子供たちの成長も間近で感じられる。背がながら休日を過ごせている。一緒に居ることが 日も子供たちと出かける。 ボー たことだ。 -ルで遊 ん だ

掃除を手伝ってくれる、 るようになったなどである。 いことである。 成長を見られるの 似顔絵 は、 親とし が書 7 け

事な部 分もあ 員の が終わらな 1) 仕 事の 時 仕 が ?ある。 方は、 るが、 事が多すぎるということだ。 いということは、 それでも仕事が 配慮してもらっ 配慮してもらっ ても 終 て わ B 仕



遊び疲れてシンクロして寝る娘たち

とが当たり前にできる働き方改革を労 くことの わる中 した毎 分休業を取らなくても当たり前 かできないことを優先 分休業を取っ 何を大事にしたい 分休業を取るか悩んでいる人は、 実際の仕事で役立 大切さや褒めることの 日を過ごせている。 で、 改めて話をじ たことで、 してほし かを考え、 つ部分もあ つ 子供とか 子供と充 くりと聞 大切さ

横

執行委員長

平

Ш

正浩

題の解決には程遠い回答オンライン授業に関わる問

とは禁止としています。」と 児童生徒の肖像権をどのよう むプライバシー侵害の問題や、 に映る場合に自宅の背景を含 である児童生徒もまた、 たと言わざるをえません。 いずれの対応策も示せなかっ に教職員が晒された時などの 投稿・悪意ある画像加工の問 権は誰にあるのかという疑問 を配信する側の著作権・肖像 いう市教委の回答では、 たり、SNS等に掲載するこ れた映像を録画して、 こともできます。 資料に音声を入れて説明する れるものではなく、 「・・・先生の姿が必ず掲載さ 授業画像の切り取り・再 オンライン授業の受け手 授業内容についての批判 •• 配信さ スライド 授業

も市教委は具体的に示せませんでした。具体的な事例を想が当然だと思いますが、教職が当然だと思いますが、教職が当然だと思いますが、教職が当然だと思いますが、教職が当然だと思いますが、教職を見童生徒も守る姿勢が見られない市教委の無責任な姿勢が露呈する回答でした。オンライン授業に伴う危険性を教委は早急にその責任を果たすべきです。

離の体制作りが急務だが症状感染者の早期発見と隔PCR検査体制の確立、無

す。 制を作っていくことが急務で 感染者の早期発見と隔離の体 CR検査体制の確立、 的に起こるようになりました。 で陽性者が出て濃厚接触者と り多数の陽性者が出て休校に たりすることも現在では日常 して児童生徒が出席停止になっ なった職場があったり、 な感染事例が報告されていま の最前線です。これまで、 する教育現場は感染の危険性 大勢の人間が集まって活 塾のクラスター発生によ いつ感染したり、 介護現場のように、P 無症状 させた 家庭

> の目的の説明はありませんし、 る児童生徒、教職員のために、 る児童生徒、教職員のために、 る児童生徒、教職員のために、 る児童生徒、教職員のために、 る児童生徒、教職員のために、 を早 うPCR検査実施が職場で行 かれようとしていますが、そ の目的の説明はありませんし、 の目的の説明はありませんし、 で科省においても教職員を守っ ていくという視点が全く欠如 ていくという視点が全く欠如 しています。

場環境を保障するという責任 を放棄し、 教職員に「安全・安心」な職 許可とするばかりか「マスク 校に対しその予算の執行を不 職員への配付」を決定した学 の範囲内で「不織布マスクの 場の衛生委員会で、学校予算 給されています。しかし、職 感染予防のためにマスクが支 を配当する予定はありません もとより民間企業でも職員 のです。医療、 スクの配付は当然行うべきも て、管理者として不織布マ 感染リスクが高 「自助」を要求す 介護従事者は い職場に 0

るよう強く求めていきます。の健康を守る職場環境をつく労としては、繰り返し教職員と言わざるをえません。横校と言わざるをがません。横校と言わざるをがない。

要求には入試範囲削減の早急な明示今年度中の履修目標と高校

年度より学習進度に一層の影響を受けています。横浜市が和を取り戻せとばかりに、いれを取り戻せとばかりに、いれを取り戻せとばかりに、いれを取り戻せとばかりに、いれを取り戻せとばかりに、いれを取り戻せとががりに、いれを取り戻せとががりに、いれを取り戻せとががでいます。横浜市が当るために申入れを行った結果、響を受けています。横浜市がは学校にある」というだけでは学校にある」というだけでいます。

について中止に伴う保護者負担軽減停学旅行等校外学習延期・

ました。しかし、昨年度は公は県外への校外学習を禁止し点地域に指定されている期間横浜市は、まん延防止等重

きます。

に守っていくのか、

りません。経済的に厳しい状しないというのは、理屈が通 習禁止の指示によってキャン 円前後にもなります。校外学 浜市は保護者負担軽減に向け あって、その公費負担を一 セル料等が派生しているので 払いも派生しその額は企画料 が今年は支払わないという た処置を早急に行うべきです。 況になっている家庭も多く横 だけでも一人あたり五○○○ た、これとは別に企画料の支 方的な通知を行いました。 費で支払われたキャ ンセ ル 切 ま

教委の回答は、報告の通り当 教委の回答は、報告の通り当 ものであり、当然受け入れら ものであり、当然受け入れら れるようなものではありませ ん。幾つかの項目は、再申入 れを行いました。職場の横校 労組合員にご意見、激励、ご 支援を頂けたらと思います。 それらをエネルギーにして横 それらをエネルギーにして横

3

さいたま訴訟レポート

弁護団 よ これを 「不当判 と呼ばないで何とする!

関東で台風による休校が危ぶまれた一○月一日、教員による といた「空間的」と評する筋や、「まったく評価しない」として と記述を がするものもいる。「さいたま訴訟」と同じく を がするものもいる。「さいたま訴訟」と同じく と評する筋や、「まったく が付するものもいる。「さいたま訴訟」と同じく といた「94年横浜訴訟」と比較し、 とがするものもいる。「さいたまが、といでりない。 といる。「さいたまが、といでした「94年横浜訴訟」と同じく超勤を争点にした「94年横浜訴訟」と比較し、 という。

時間と残業代

教員の超勤の違法性を争った教判は過去に多くある。横校労も九〇年代、浜教組と市教委で交わされた「覚書・了解事項」をもとに、超勤の「時間による回復措置」を求め最高裁まで争った。今回のさいたま訴訟は、労た。今回のさいたま訴訟は、労た。今回のさいたま訴訟は、労た。今回のさいたまが最まで争った。今回のさいたまが最高である部分が大きく、給特法と超勤の癒着を確認できる格好の超勤の癒着を確認できる格好の資料といえる。

残業代の根拠

あることは、

中教審も認めると

れば法にある限定四項目以外で

い」(文献①)と述べている。張している点は非常におもしろとして三六協定違反を明確に主

実際の教員の超勤は、

中身を見

実効性は別としても、

裁判論理

長の赤田は「現場実態からその人の業務(=キリがない残業)には労基法三二条(労働時間)、三六条(時間外及び休日の労働)三六条(時間外及び休日の労働)が適用されるという論を張った。

仏の職場の若手に「教員には

何故、 して久しい。さいたま訴訟の原 とし、「命じないから、超勤は 員には原則、超勤は命じない」 形だが、制定直後の訓令で「教 そこは流石に行政、大胆な空手 べく給特法を生み出した。 リがない残業」を無きものとす ○年前、人事院と文部省は「キ いない答えに私も沈黙した。五 キリなしに、残業して、そうだ から」と返ってきた。「ハハハ! ねると、沈黙の後「キリがない 存在しない」とする言説を流布 ね」と言ったものの、外れても 残業代がでない?」と尋

·「ハハハ! 神奈川法律事務所の嶋キリがない 勤務時間管理は不可い?」と尋

私たちの勤務時間は測定不可能 性からくる測定不可能、 これは司法の典型的解釈で、九 業務に従事した時間だけを特定 また、労基法三七条の適用の有 すれば現場の教員には一読の価 労働時間の検討、妥当性を別に 残業代とは無関係なのだ。この (2) と分析する。判決後半で論 て請求を否定している」(文献 討するまでもなく」門前払いし 代請求は原告の労働時間を「検 護士は、さいたま判決は「残業 と」(判決五項)とある。何故 難な勤務に対する給与であるこ て教育職員の職務と勤務の特殊 に関し、教職調整額は、主とし 四年横浜判決でも「時間外勤務 る」(判決二三項)としている。 行制度下では事実上不可能であ 応じた給与を支給することは現 して厳密に時間管理し、それに おいて、その指揮命令に基づく 無について「管理者たる校長に 値はある…(一読で十分だが)。 は国家賠償請求に関する点で、 じられる細かな労働時間の検討 神奈川法律事務所の嶋﨑量弁 測定凩

特殊性

書記次長

朝野

公平

者的な思い上がりである。これ 事は特別」とは聞くことがある 教員は直視すべきだ。 かされ放題を招いている惨状を、 と規定し、数十年に渡り定額働 を行政、司法が逆手にとって 種にはそれぞれ特殊性はあり、 ろうか?私は疑問だ。全ての職 が、私たちの職は特殊なのであ る。現在の職場でも「我々の仕 月の文部次官通達に登場してい 条)が多用されている。この 務態様の特殊性」(給特法第 「特殊性」、古くは一九四九年三 特殊ゆえに時間管理は不可能 教員は特殊」とするのは聖職 両判決は、 教員の「職務と勤

ている。 また何が「特殊」なのか?さまた何が「特殊」なのか?さまた何が「特殊」なのか? お同じ面はあるし、仮に混然一体としても、それを仕分けするも同じ面はあるし、仮に混然一体としても、それを仕分けする。となっている点をあげている。となっている点をあが「混然一体」となっている点をあげている。となっている点をはいる。

闘悪そのもの

しているが、同感…否、「醜悪「醜悪ともいえる」(文献②)と「嶋﨑弁護士はさいたま判決を

現場を超えて、法廷をも蝕んで ところが、裁判長は判決が近づ 由がない」として、 る。さいたま判決が「請求に理 多い。圧倒的な行政権に裁判所 労働者自身が給特法を廃止する えた点でも共通している。給特 両判決は原告に大きな失望を与 ない」と、にわか仕込みの良心? 特法は現場の実情に適合してい 付言を作ったのでないか。「給 を二週間延期、本文と矛盾する したことは驚くべくことはない。 が寄り添う構図は歴然としてい いることを眺めるに至り、学校 法体制が引き起こす害悪は学校 を披露するなど醜悪そのものだ。 いた頃、世間の注目を知り判決 本の裁判には希望のない判決は 原告を一蹴

参考文献

運動こそ必要なのである。

- (1) 学校労働者に対する変形 労働時間制に抗して(第37 回教育労働者全国交流集会 in御殿場でのレポート)
- (3) 教員超過勤務裁判の記録 個人 — Yahoo!ニュース 個人 — Yahoo!ニュース

(hatenablog.com)

|従軍慰安婦」 「強制連行」の「自主」的訂正は政治介

〜 教科書会社の一斉対応にも失望〜

九月九日の各新聞紙上で教科書会社五社(山川出版社、東京書会社五社(山川出版社、東京書籍、実教出版、清水書院、帝書を削除・変更するという訂正述を削除・変更するという訂正述を削除・変更するという訂正がを削除・変更するという訂正を「強制的な動員」「徴用」にを「強制的な動員」「徴用」にを「強制的な動員」「微制連行」を「強制的な動員」「微制を引いる。

政府に強いられた「訂正」

今回の訂正申請は、形式的に今回の訂正申請になっているが、実際は違う。 まらにその背 でいるが、実際は違う。 まいるをできます。 またいるをできます。 またいるが、 までは、 の動きが背景にある。

会においてはその動きと合わせ 大科大臣に求めてきていた。国 大科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書をつくる会」は昨年十 大教科書を見てみよう。二〇二〇

> したい」と答弁した。そして一 教科書会社に対し「適切に対応 れらに基づいた記述」を根拠に の判例が存在する場合には、そ 府の統一的な見解または最高裁 年の教科書検定基準の改訂 相や萩生田文科相は、二〇一四 府に求めた。それに応えて菅首 に基づき記述を変更すべきと政 会・藤田文武議員は、 がっていく。続いて日本維新の ずれも不適切だという答弁に繋 は誤解を招く「強制連行」は 問に呼応した、菅首相の「従軍 馬場信幸議員の「従軍慰安婦」 弁」した。更に日本維新の会 基づき教科書検定をすると一答 文科相は、政府の統一的見解に た、三月二十二日自民党・有村 治子議員の質問に対し、萩生田 募集」や「官斡旋」等様々で、 一従軍慰安婦」「強制連行」のい 強制連行記述」についての質 政府答弁

「訂正」五社の動き

ケジュールを伝えた。

書会社にオンラインで「臨時説週間も経ずに早速政府は各教科

訂正申請を促すス

この矢継ぎ早の事実経過を見

を追加している。 うえで、注釈に政府見解の存在 る従軍慰安婦」記述を維持した それでも清水書院は、「いわゆ 社の、「言論の自由」を簡単に 的な問題でなく、政府による教 なければ教科書検定を通さない 得なかったことがわかる。応じ すら与えていない。 の十分な咀嚼、 であり、教科書会社内部で内容 な改定申請」などではなく、あ 投げ捨ててしまったかのような 経営上の問題があるとはいえ、 科書の内容的拘束の強化に対し、 ゾとの脅しが実態である。時間 五社一斉に用語を変更せざるを わてて政府文科省に応じたもの れば、各教科書会社は「自主的 圧力に屈してしまった教科書会 斉対応は失望せざるを得ない。 検討をする余地 結果として

帝国書院版は?

は「強制的に・・・ つれてきて」は「強制連行」は、○一年版まで近版まで内容も触れていない。年○一年版からは無くなり、直年○一年版からは無くなり、直事院版では、二○○年版まで事業を帰って採択された帝国

の記述になった。
て・・・集め・・・連れていき」とは「半ば強引に割り当てを決めとあった表現が○九年度版から

朝倉

賢司

関係国民による歴史用語理解

ざるものである。歴史的事象に 強化されてきた。キーとなるい 史修正主義の右派からの動きが 連行」の用語の妥当性について べきではない。正に学問・研 の閣議決定などで絶対に決める 任せるべきことであり、一政府 するかは、 を禁止することは、到底許され 決定し、教科書上で特定の用語 を経ることなく政府で実質的に くつかの歴史用語を十分な検討 特にこれらを背景にして特に歴 清治発言の撤回などが起こされ、 る。またかつて朝日新聞上で 実態論争も含め論議が続いてい 発端に、韓国内でも韓国併合の 作「反日種族主義」等を一つの は、近年の韓国人著者による著 従軍慰安婦」を表現した吉田 今回の しどのような歴史用語で記述 「従軍慰安婦」「強制 実証的な歴史研究に

歴史的事実を正確に伝えよ

「慰安婦」問題での軍の直接的「慰安婦」問題での軍の直接的以上、軍や政府・行政機関がが全て同一の形態でなかったといても、軍や政府・行政機関がしても、軍や政府・行政機関ができない。歴史修正主義者のもくろみは「慰安婦」や「連行」の事実そのものを否定することにある。

最後に。

の自由の冒涜でしかない。

文科省交渉報告

あなたたちの答弁が現場の教員を追い込む

書記長

名 児 耶

働時間制、そして、GIGAスクー 間という限られた中で、事前に申し れた。ここでは主な論点となった内 ル構想の三点に関して交渉が進めら として、給特法、一年単位の変形労 入れた全三八項目のうち、重点項目 課課長補佐の三名が対応した。一時 公務員係長、情報教育・外国語教育 長、初等中等教育企画課専門官教育 文科省からは財務課給与予算総括係 だ福島瑞穂参議院議員も同席した。 まり、交渉の場の設定に協力を仰い 全学労組から七組合、計二四名が集 省交渉が参議院会館にて開かれた。 八月二三日 (月)、今年度の文科

用すること - 給特法を廃止し労働基準法を適

- われるようにすること。実態調査では、適正に調 労働実態把握のために行う勤)給特法制定当時とのかけ離れた されることを明確にすること。 第三七条時間外割増賃金が支給 時間外労働に対しては、労基法 「給特法」で想定されていない 適正に調査が行
- 超過勤務時間のごまかしが行 るつもりか。 われている実態をどう解消す
- (1)超過勤務四五時間以上の職員 出すよう各地教育委員会に強 を出した管理職に懲戒処分を 力指導すること。

文科省回答 (以下、文) :

掌の適正化、業務の削減を取り組ん めている。各学校において、校務分 限時間の方針を示すことを教委に求 をし、勤務時間管理を行うこと、上 タイムカード等によって客観的把握 でもらうようにしていく。」 に関しては各学校の業務を検証し、 に推進している。在校等時間の把握 「学校における働き方改革を総合的

全学労組意見(以下、**労**):

間分と把握しているのか。」 額四%で補っているというが、何時 占めていると考えているのか。調整 の限定四項目の残業が全体の何%を ついてどう考えているのか。給特法 割増賃金の対象であるということに 常的に残業しているものについては 「答えになっていない。私たちが恒

務の)どれくらいを占めているかを と言うが、限定四項目は(時間外勤 定四項目については四%払っている 労:「そんなことわかっている。限 評価して調整額を支給している。」 支給しないとしている。その代わり 文:「給特法は、時間外勤務手当は に勤務時間の内外を問わず包括的に

文:「令和四年度の勤務実態調査を もとに実態を踏まえて検討していき

握していないということ。把握して **労**:「答えられないということは把

> 間は勤務時間か。」 時間というのをつくった。在校等時 省もどうにもできなくなり、在校等 外の残業で黙示の命令である。文科 限)四五時間といっているが、(差 くらいで終わる。在校等時間を(上 四%は六、七時間、そんなのは三日 し引いた)三九時間は限定四項目以 いないのに調整額でと言っている。

る概念である。 文:「労基法状の労働時間とは異な

だ。 **労**:「現場でも上限時間を超えてい がある。四五時間が既に労基法違反 ないように届け出が出ているケース たちを追い込んでいる元凶だ。」 今あなたたちがいっていることが私 たのか。炎上して文科省は閉じた。 るから "#教師のバトン" はどうなっ 労:「そういう曖昧なことをしてい

残業の削減を、お願いをしていくし ために持ち帰りさせるのは許されな 目的でなく、業務の削減を目的と示 文:「四五時間以内に抑えることが ることは示している。」 かない。改竄があれば処分となりう 直ちに懲戒処分ということでなく、 いともいっている。労基法に関して、 している。上限時間を超えさせない

場の実態を無視したものである。我々 が従事する限定四項目以外のほとん 文科省の回答は相変わらず学校現

理 • 悲痛な訴え それを労働 平然と言っ を前にして る。しかし、 のはずであ 必要な業務 学校運営上 行われる、 られた事項 勤務は職員 てのける役 ではないと、 に基づいて 会議で決め どの時間外 人たちは、

のだろう。まずは来年度の勤務実態 教育の未来 ていく必要がある。 調査が適正に行われるよう、 描いている をどう思い

とを確認すること。」 る者がいた場合は導入できないこ じ職場に超勤ガイドラインを超え 一年単位の変形労働時間制は同 導入基準を明確にすること。

労:「来年の実態調査では過少申告 可能。(上限を超えた)以降、削減 ならない者が混在するのは制度上は にしてもらいたい。」 うならないよう十全の策をとるよう する事態が出てくる恐れがある。そ する措置を取るよう求められる。」 文:「ガイドライン対象となる者、

自治体によっては制度が制定され、

場の混乱を招くだけであることは明 間がまちまちになるということが現 なる。結果として職員ごとに勤務時 ないがあったとして、それを一人一 上は職員によって導入できる、でき 導入可能となった地域もある。 人管理職が面談して設定することに

事態が発生している。文科省として 行われてきている。オンライン授業 **労**:「校種問わずオンライン授業が かり管理されるよう支援していきた 紹介している。現場の実態を把握し 科毎、発達段階に応じた活用事例を フ複数派遣に取り組んでいきたい。 適切に配慮してもらいたい。教員の 文:「健康被害等は各学校において 考えているのか、双方向か、 オンライン授業とはどういうものと は授業としてカウントしないと言う れを前に準備を検討していきたい。 い。今の端末は五年が耐用年数。そ ている。データの適切な処理などしっ 情報は保護条例において契約に含め 取り組みを発信していきたい。個人 ながら集積分析し、教育効果の高い ながら支援していきたい。HPに教 合もある。各県の整備状況を踏まえ 教育実態があり、個人補助をする場 特別支援高等部、高等学校は多様な 負担軽減も重要な視点。専門的スタッ 信でも成立するのか。」

注視し

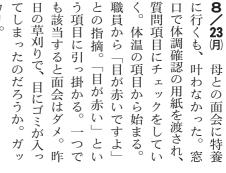
業となり得るとはいっていない。学 る。平常時であれば端末を有効に活 文:「平常時と非常時で分けて考え インでつなげて学習指導したから授 常時では色々な場合がある。オンラ 用して学校で行うことが大原則。非



習の指導として捉えられるかは通知 **労:**「子供の安全確保がされてから で確認してもらいたい。」 が足りない。」 アリテラシーは小学校でやっている 持ち出される危険性がある。メディ 導入すべき。子供のデータが社会に

進めた状況がある。 で学びを止めないために急ピッチで 文:「四年間で進める構想がコロナ 論点を一歩一歩

されてしまうなど、オンラインとい 供の家の情報が写ってしまう、教員 準備しなければならない。画面に子 容が監視される等の問題は、丁寧に けでなく、教員の肖像権や、授業内 想は学習保障の可能性の一つであっ の記事を参照されたい。(今回の文 教委に申し入れを行なったので別項 でいる。この点について横校労は市 と大変な事態が起こる危険性を孕ん う時代の流れで安易に進めてしまう の授業風景動画が切り取られて流用 対応に窮したはずだ。また、子供だ ラインを先駆けて進めてきた学校は トはできないということから、オン ンライン授業は授業としてのカウン まった。文科省としてはあくまでオ 響で世間からの期待値が上がってし たにもかかわらず、このコロナの影 **大前提で、オンライン授業という発** もそも端末は学校で使われることが いていないことが答弁でわかる。 文科省としても様々な対応が追いつ るGIGAスクール構想であるが、 コロナ禍で急に進められた感があ



リパラだった。 パラが終わる。巷ではメダル 9/5回 アンダーコントロー 力の横暴さだけが際立ったオ が頭をよぎる。自分には、 死者一二四一人、毎日新聞発 感染者数七一二三六三人うち ラ開催を優先した「この国 めた目と心の一か月半だった。 ラッシュと騒いでいたが、冷 ルと嘘をついて招致したオリ こまで続くぬかるみぞ」の歌 表数より計算)」。何故か「ど (7/23~9/5間のコロナ 人一人の命よりも、オリパ 権

9/8冰 母が約半年ぶりに 病院で合流。前回は自分が車 皮膚科を受診。特養の車で送っ てきてもらった車イスの母と、

は横校労ホームページに掲載予定 科省交渉の申し入れ全項目と回答文

> 変わり様に、何とも言えない 認知症が進んでる。あまりの 気持ちになってしまった。 ボーっとしてじっとしている。 今回は、遠くを見ている感じ 室で待つのに飽きてしまった。 きていた。前回の母は、待合 たが、まだ足で歩くことはで だった。その時も車イスは使っ で特養に迎えに行っての受診 何の表情も言葉もなく、

にキャリーバッグ」と言うら てしまい、通院できないこと 射に通院中。私の動きや態度 去年の一二月に、前歯以外は と動物病院へ。歯肉炎のため、 9/30 外猫のキーちゃん が度々ある。この動きを「猫 ようで、縁の下に逃げ込まれ から、通院の気配を感じ取る め、二週間に一回の抗生剤注 抜歯。口の中の細菌対策のた

りに温泉に入り、サザエのつ 10/4月 彼岸は過ぎてしまっ もちろん一杯もだけど。 やっぱり自分は温泉が好き、 ぼ焼きを食べてリフレッシュ。 たアルバイト先のご夫婦。帰 のは、大学時代にお世話になっ 富士霊園に行く。眠っている たが、宣言が解除されたので

(大船支部

読者 の声

編集部まで是非お寄せください。 隔月刊「横校労」を読んでの感想等がございましたら をした時に、職場の代表の人に相談し 組を抜けたのは、職場で理不尽な経 かるということです。思えば私が浜教 して何に取り組んでいるのかが良くわ うのは記事が実に身近な話題で組合と いろいろと感情が巡ります。 てこれを読むと昔のこと、 横校労ニュースは不思議な力があ

見つめずにはいられませんでした。ペ 気になるものが似ているのも勝手なが きなかったことを思い出しました。ま 氏の肖像」はほんとうに美しく何度も らますます色味が増えました。「片山 ら縁を感じていました。8・6月号か 山内さんと絆を紡いでいる人がいて、 の絵画を見に行き損ねた頃、こちらに た、街の広報誌で知った山内若菜さん ンとおちょこを持った手はユーモラス ているところ?という気持ちを払拭で たと感じたからでした。組合って何し てみたけれど何も動いてもらえなかっ

されてとても素敵です。「横校労」を えたエネルギーが余すところなく表現 佇まいには、山内さんが心の目でとら うな手だと思いました。この片山氏の でしかも力強いです。仕事をよくしそ

けたいと思います。

菅間 清光)

ました。また、次もお願いします。 がよくて、購読がとても楽しみになり 心が揺れることがしばしばです。それ

しています。 されたり、タブレットが配付されたり 代に適応するための教育を模索する中 して、アクティブラーニングが重要視 で、自己決定力の涵養を目指す方策と 社会変化が激しく先行き不透明な時

社会情勢に適応することは個人や公

います。 変化を進めていくことで起こる問題点 る人がいることを意識してほしいと思 りません。変化を作り出そうとしてい して自然現象だけで起こるものではあ 件になりますが、急速な社会変化は決 民として社会生活を営む上で必須な条 つまり、変化を是認するだけでなく

く現状に抵抗するための余裕を持ち続 ら始めるためにも、適応するだけでな 務の必要性や問題点を理解することか なく器用にこなしている人が多いよう 発出された業務の意味を勘案すること うにしていきたいものです。 を意識しながら、教育者として自然や に思われます。しかし、まずはその業 **八類、次世代への心配りを忘れないよ** 職場では、教育委員会や管理職から

させていただきたいと思います。 な考え方ができるように横校労を拝読 これからも批判精神を忘れずに大局的 EIKOU」はわずかな違いですが、 ローマ字で「TEKIOU」と「T

憶にも、今の不勉強にも刺激となって みがえる事もありますが、私の昔の記 読むと懺悔したくなるような記憶がよ

小学校教員)

〈泣き寝入り〉 せざるを得ない原発被害者たち 東電のあまりにも不合理な主張

前回はハズレで、日比谷図書館

10・8 福島原発かながわ訴訟、東京高裁第8回口頭弁論を聞いて~

画「2889」を見たが、今回は 地下ホールでドキュメンタリー映 一倍の倍率だったのにアタリだっ

すかった。原発被害者は提訴して れた平岡弁護士のお話をまとめて いるのか?自分の疑問を解いてく う人たちは東電の賠償に納得して もわかっていることだが、そうい いる人たちだけではないのは誰で 平岡弁護人の弁論内容は解りや

のは信義に反する。 る賠償は無視されている。にも 項目を決めるのも金額を決める こなわれており、つまりは損害 払額を明示するという手順でお 精査して合意書という名目で支 過ぎている」などと言っている かかわらず、「実際には支払い 示されていな個々の損害に対す した請求書様式の必要箇所に記 入して送付すると東電がそれを 直接請求の場合。東電の作成 も東電側であるから、項目が

ター(ADR)における東電の 対応。センターは原子力損害賠 原子力損害賠償紛争解決セン

害の賠償に関する法律が定める ターの役割を阻害し、原子力損 切り案が年々増えている。業務 特に集団申立てについては打ち らず、平成二五年以降、和解仲 尊重」を掲げているにもかかわ ここでも東電は「和解仲介案の 被害者の救済を予定した機関。 償紛争審議会が設けた指針に従っ を担う総括委員会から「当セン 打ち切りとなる案件が相次ぎ、 介案を拒否したために手続きが た賠償の和解仲介を行うことで

数は一一万六二〇〇人にも登る 和解仲介手続きだけでも延べ人 も上る。結果、東電は和解案を られた被害者は二二〇〇〇人に ない。和解仲介手続きを打ち切 された後も東電の対応に変化は なってしまったのが実情である。 被害者が集団で申立てをしなく 応諾しないという思いが定着し、 信頼を損なう」とまで評価提示 損害賠償システム自体に対する

電の酷い対応に付き合わされて んばれない」というような声を きた。もう疲れてしまって、が (令和三年五月末日)。その中で 事故が起こってからずっと東

> 訴えていない被害者が多いのだ ない。にもかかわらず、「訴訟に らめてしまう被害者は数えきれ 切りまでの間に二三八名が亡く 住民による集団申立てでも打ち 立てで最大規模であった浪江町 告もいる)。和解仲介手続き申 訴訟取り下げ後に亡くなった原 名の原告が亡くなった 第一審提訴時から現在までに七 あちこちで聞かされる。 も実態から剥離したものである。 う東電の主張と姿勢はあまりに から、賠償が充分である」とい の計り知れない負担から、あき といった法的手続きをとること なった。訴訟や和解仲介手続き 裁判に訴えた本件訴訟でも、 (他に、

東電の不合理で非人間さがよくわ 論は実態に即した東電への反論で、 てこられたという平岡弁護士の反 福島でADRを一五○件以上扱っ

連についても、報告集会で話され たことを付記しておきます。 の上告断念で確定したこととの関 「黒い雨」広島高裁判決が菅首相 田中 敏治)

中支部

読者 の声②

朝倉さんの記事もちろんですが、猪 せてもらいました。実はうちの息子 感想集、どれも貪るように読みまし 狩さんのルポ、それに片山講演会の 敵でした。内容も充実していました。 も不便がっていました。いつも郵送 計算スペースが右側にあるのをいつ も左利きなんです。数学のテストの 僕のマイノリティ宣言も面白く読ま 重なり行けなくて残念でした。また、 〇号ありがとうございました。カラー いただいてありがとうございます。 た。片山さんの講演会は他の用事と で山内さんの絵が活きましたね。素 こんにちは。横校労ニュース53

(元東京都公立小学校教員)

やすさだという事に心から共感して 校労の取り組みの柱は、教員の働き 「横校労」を読ませてもらい、横

学校はどれだけの遅れをとっている のでしょうか。 ティが進められていますが、世界か らは遅れている状況です。さらに、 は、働き方改革が進み、ダイバーシ て社会で生きていきます。今の日本 ではない、会社や組織で働き、そし 多くの子供たちはこれから、学校

日本にも未来はないのでは、と思っ なければ、教員にも、子供達にも、 いる今、学校が魅力のある場になら 教員を目指す子供が少なくなって

投票に出かけます。

夏炉冬扇

2021年 9月

15日似 東支部会 22日冰 執行委員会 14日巛 市教委交渉申入れ

10

7日休 市教委交渉 13日冰 執行委員会 6日冰 中支部会 1日俭 さいたま超勤裁判地裁判決

編 集 後



総選挙にはそんなことも考えながら どもが生まれているかも知れません。 家族が病気になるかもしれません。 から高校生になっています。自分や は九○歳になるし、子どもは小学生 位のような気がします。八五歳の親 年間は家族や生活の状況が変わる単 の空白はとても長く感じました。五 ら六五歳となりました。この五年間 年ほど前に年金受給開始が六○歳か Y−CANにも載りました)。一○ になると気持ちが下がります(先日 そうなると思っていましたが、明確 定年六五歳の次は年金七○歳でしょ 五年あれば恋人に出会い結婚して子 に六五歳となっていきます。いつか うか。そうならないと良いのですが…。 定年が五八歳以下の人から段階的



 $3.8m \times 2.5m$

山内若菜情報はこちら

山内若菜 HP http://www.cityfujisawa.ne.jp/~myama/ 若菜絵ブログ http://wakanaeblog.seesaa.net/ または「若菜絵ブログ」と入力 「あなたの命は地球並みに大きい。」 に大きい。」 このメッセージからはじ めます。妊婦さんを描い たこの絵は、人ひとりの 命の大きさを体感できる よう、物質的にも大きく しました。生物多様性へ の思いを込め雲は動物の 親子に見えるよう加筆し ました。命は地球と同じ くらい、宇宙より大きい のかもしれません。人も、